

各機関の連絡先一覧

空き家も含め、不動産全般に係る問題や賃貸・売買契約に関する相談窓口

(公社)全日本不動産協会大阪府本部 TEL: 06-6947-0341

大阪府宅地建物取引業協会京阪河内支部 TEL: 072-833-1119

空き家のほか、住宅の相続や贈与に関する相談窓口

りそな銀行 枚方支店 TEL:072-846-2221

関西みらい銀行 交野支店 TEL:072-891-5721

枚方信用金庫 交野支店 TEL:072-891-0131(代)

フリーダイヤル:0120-889-200

京都信用金庫 交野支店 TEL:072-893-1881

京都銀行 交野支店 TEL:072-895-6711

池田泉州銀行 交野支店 TEL:072-893-2091

空き家の管理に関する相談窓口

NPO 法人 空家・空地管理センター TEL:0120-336-366

空き家に係る見回り点検や除草・掃除などの窓口

公益社団法人 交野市シルバー人材センター TEL:072-893-0430

※交野市では、「空き家対策」を推進するために、各機関と連携協定を締結しています

空き家・耐震補助制度に関する市の窓口

交野市 都市まちづくり部 都市まちづくり課 TEL:072-892-0121(代)



補助制度を活用しよう

昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震基準によって

建築された木造住宅が対象

※ その他諸条件があります。詳細は都市まちづくり課までお問い合わせください。

耐震診断

耐震改修工事

除却工事

住まいに

保存版

関する備え

あなたのお役に立ちます！！



星のあまん

おりひめちゃん

お家のこと考えてみませんか？

住まいの将来編



大切な我が家が人生の負担になる前に
住まいの将来を考えておくことはとても大事ですが
専門的な知識が必要になる場合もあります。

ご自身と次世代の将来のために！
私たちが、住まいの将来を考える上でお手伝いいたします！！



不動産問題、賃借・売買契約に関する無料相談事業に取り組んでいます。
不動産取引に精通した経験豊富な相談員が対応します。

公益社団法人

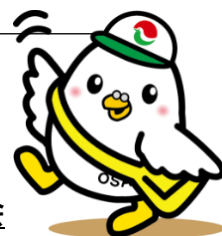
全日本不動産協会大阪府本部

TEL : 06-6947-0341

大阪府宅地建物取引業協会

京阪河内支部

TEL : 072-833-1119



りそな銀行 枚方支店
枚方市岡東町 12-2
担当 堀田・清永
Tel 072-846-2221

りそな銀行は信託銀行です。
事業継承、相続・遺言、不動産の
有効活用、リバースモーゲージの
ご相談など、信託機能をもつりそ
な銀行ならではのサービスをぜひ
ご利用ください。



関西みらい銀行
交野支店
Tel 072-891-5721

関西みらい銀行

当社に口座をお持ちの個人のお客
さまを対象に、不動産の売却や有
効活用、リフォーム等のサービスを
提供する提携事業者の紹介が可能
です。相続や遺言など様々なご相
談に幅広くお応えします。



枚方信用金庫
交野支店

- ・空き家や登記のご相談
- ・相続や税金のご相談など

<サービス内容>

- ・**専門家とWEB相談**ができます
(30分無料)

※希望により当金庫職員が同席します



あなたとともに あなたのために
枚方信用金庫



京都銀行

京都銀行交野支店では、
地域の皆さまの住宅ローンや
相続・贈与に関するご相談を
賜っております。
お住いの住み替えや
次世代へのご承継について等、
ぜひお気軽にご相談ください。



京都信用金庫
交野支店

コミュニティ・バンク 072-893-1881
京信

- ☆事業や居住用建物の建替、増
改築や、空き家活用の一環で新
たに事業をご検討中のお客様
- ☆住み続けながら、ご自宅を担
保にお借入をご検討中のお客様

お気軽に支店窓口にご相談ください



池田泉州銀行

空き家の利活用にあたっては、空
き家対策応援ローン、リバースモー
ゲージ幸せ百年(住宅プラン)を
特別金利でご利用いただけます。
詳しくは交野支店(072-893-
2091)まで

(2024年4月1日現在)

住まいの管理編

相続や転居などにより「空き家」を所有することになった場合、管理をおこたると様々な**リスク**を抱えることになります。



固定資産税
軽減措置対象外



近隣からの苦情



損害賠償責任

※管理をおこたり、「管理不全空家等」に指定されて勧告を受けると、固定資産税の軽減措置を受けられなくなります

空き家を管理することは**所有者の責務**です！
私たちが、住まいの**管理**を考える上でお手伝いいたします！！



NPO 法人
空家・空地管理センター

TEL:0120-336-366

Mail:contact@akiya-akichi.or.jp

空き家の相続、賃貸、売却、解体、家財整理、庭木剪定、管理代行など、ご相談内容に応じ、様々な専門家等とともに解決に向けサポートします。

空き家のリスクに対応する「空き家専用保険」が自動付帯する空き家管理サービスの提供しております。



公益社団法人 交野市
シルバー人材センター

TEL:072-893-0430

・見回り・外観点検

建物や塀の目視点検

・除草・清掃

空き家敷地内の除草・清掃

・その他軽微な作業

簡易な大工仕事・ペンキ塗り・低木の枝切り等

※現地確認の上、お見積りいたします。



相続登記の申請が義務化されました！

令和6年4月1日より、相続登記の申請が義務となりました。
相続によって不動産を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請を行わなければなりません。

登記手続き
については
こちら →



大阪法務局

※ 正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。